

# 群馬大学重粒子線医学研究センター技術情報管理規程

平成19. 12. 17 制定

改正 平成26. 4. 1

平成28. 4. 1

## (目的)

第1条 この規程は、群馬大学重粒子線医学研究センター（以下「センター」という。）が取り扱う技術情報について定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において「ノウハウ」とは、センター教職員等が国立大学法人群馬大学職務発明等規則（以下「職務発明等規則」という。）第4条第1項に基づき研究・連携推進機構産学連携・知的財産部門長に届けたもののうち群馬大学に承継が決定し、同規則第2条第3項第1号から第3号に定める知的財産権を除く秘匿することが可能な財産的価値があるものをいう。

2 この規程において「技術情報」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 重粒子線照射装置及びその性能向上研究の過程で得られた研究成果のうち、ノウハウとして管理するもの
- (2) 重粒子線照射装置を用いて得られた研究成果のうち、ノウハウとして管理するもの
- (3) 第三者から秘密保持を条件に開示された情報
- (4) 第三者に秘密保持を条件に開示した情報
- (5) 第三者から許可を受けたプログラム著作物及びデータベースの著作物

3 この規程において「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) センターの主担当を命ぜられた教員及びセンターの職員
- (2) センターの客員教員のうち、職務発明等につき契約がなされている者
- (3) その他雇用にあたって職務発明等につき契約がなされている者

## (教職員等の責務)

第3条 役員及び教職員等は、技術情報を目的遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。

2 教職員等は、職務の遂行過程で獲得した技術的成果のうち、財産的価値があるものは成果の獲得後、速やかに職務発明等規則に基づき、研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門長に届け出なければならない。

## (管理責任者)

第4条 センター長は、技術情報を適正に管理するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、センター長が指名する者をもって充てる。

## (技術情報の管理)

第5条 管理責任者は、別紙様式に定める技術情報管理簿、技術情報利用簿及び技術情報第三者開示簿を作成し、技術情報を適切に管理しなければならない。

2 技術情報は、管理番号及び標題を明記するとともに、秘密情報であることが直ちに分かるように表示しなければならない。

3 管理責任者は、施錠可能な保管庫により技術情報を管理しなければならない。

(技術情報の利用)

第6条 技術情報は、役員及び教職員等が利用することができる。

2 技術情報を複写又は複製をするときは、必要最小限とし、その複写・複製物は原本と同等の管理をしなければならない。

3 役員及び教職員等が技術情報を利用するときは、別紙様式第2号に定める技術情報利用簿に必要事項を記載の上、管理責任者の承認を受けなければならない。

(学外の第三者への技術情報の開示)

第7条 センター長は、技術情報を学外の第三者に開示するときは、学外の第三者と秘密保持契約を締結しなければならない。

2 前項に定める学外の第三者と秘密保持契約を締結したときは、管理責任者は別紙様式第3号に定める技術情報第三者開示簿に必要事項を記載し、管理しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、センター長が行う。

附 則

この規程は、平成19年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 技術情報管理簿

管理番号	区分	決定日 取得日	決定番号 番号	標 題	媒体	開示元	備 考

## 技術情報利用簿

No.	技術情報 管理番号	持出日	返却予定日	返却日	利用責任者名	管理責任者印	備考

## 技術情報第三者開示簿

No.	技術情報 管理番号	開示日	返却 予定日	返却日	開示先	開示先 責任者名	原本 ・複製別	管理責任者印	備考